

対象純支払利子等の額の損金不算入に関する明細書

対象純支払利子等の額の損金不算入に関する明細書					事業年度	・ ・ ・ ・	法人名													
対象支払利子等合計額 (別表十七(二の二)付表一「11」)					1	円			損 金 不 算 入 額 の 計 算	当期損金算入限度額 (21)×20%		22	円							
控除対象受取利子等合計額 (別表十七(二の二)付表二「12」)					2					(3)－(22) (マイナスの場合は0)		23								
対象純支払利子等の額 (1)－(2)					3					国 の 外 特 支 例 配 と 株 の 主 調 等 整 に 係 る 負 債 の 利 子 等 の 課 税	別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」		24							
調 整 所 得 金 額 の 計 算	所得金額仮計 (別表四「23の①」)				4						(23) > (24) の場合 (23)		25							
	加 算	当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額			5						(23) ≤ (24) の場合		26	0						
		物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額			6						措置法第66条の5の2第6項の適用の有無		27	有・無						
		通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9の①」)			7															
		対象純支払利子等の額 (3)			8															
		減価償却資産に係る償却費の額			9															
		貸倒れによる損失の額			10															
		匿名組合契約等により匿名組合員に分配すべき利益の額			11															
		小計			12						調整対象金額に係る調整額 (別表十七(二の二)付表三「13」)		28	円						
	減 算	受取配当等の益金不算入額			13						損金不算入額 ((25)－(28))又は(26)		29							
		特別償却準備金に係る益金算入額 (別表十六(九)「27の計」)			14						恒 利 子 的 損 設 金 不 算 入 本 制 相 当 と 額 の に 調 対 整 す る 負 債	別表十七(二の二)「12」		30						
		特定子法人の課税対象金額等			15							(23) > (30) の場合 (23)		31						
		調整対象超過利子額の損金算入に係る特定子法人の課税対象金額等 (別表十七(二の三)「21」の合計)			16							(23) ≤ (30) の場合		32	0					
		匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額			17							措置法第66条の5の2第9項の適用の有無		33	有・無					
		小計			18															
算	法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6の③」)				19						損金不算入額 (31)又は(32)		34	円						
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額				20															
	調整所得金額 (4)＋(12)－(18)＋(19)＋(20) (マイナスの場合は0)				21															

別表十七(二の二) 令七・四・一以後終了事業年度分